

7月定例教育委員会議事録

1 日 時 平成28年7月26日(火)午後1時30分から午後2時48分

2 場 所 宗像市役所本館3階 301会議室

3 出席委員 委員 中岡政剛
委員 宮司葉子
委員 白石喜久美
委員 石丸哲史
教育長 遠矢修

4 その他の出席者 教育子ども部長高橋勇次、教育子ども部子どもグローバル人材育成担当部長清水比呂之、教育子ども部主幹指導主事阿部龍彦、教育政策課長の野仁視、教育政策課指導主事高木陽一郎、教育政策課指導主事守浩一郎、教育政策課指導主事佐々木真理子、学校管理課長竹下俊史、子ども育成課長村上治彦、子ども育成課社会教育主事薄伸也、子ども育成課社会教育主事河野和道、図書課長本田和徳、文化スポーツ課参事古沢昭一、図書課図書係長織戸由美子、子ども育成課主幹兼幼児教育係長早川靖彦、教育政策課政策係長廣渡惠三、教育政策課政策係企画主査舩越健樹

※傍聴 0人

5 前回(6/21定例)議事録の承認(資料1) 《承認》

6 議案

① 議案第19号 宗像市幼児教育審議会への「宗像市幼児教育振興プログラム策定」に係る諮問について(資料2) 《承認》

【子ども育成課長】 幼児教育振興プログラム策定に係る諮問についてお伺いするものです。幼児教育振興プログラムにつきましては、子どもの健やかな成長のため、家庭や地域社会を含み、0歳から小学校就学前の幼児教育に関わる保育所・幼稚園等すべての機関を対象とした、総合的かつ重要な幼児教育の指針です。同プログラムに基づき、数多くの幼児教育事業を展開しているものです。今回、平成24年度から平成28年度の第2期プログラムの計画期間が終了いたしますので、平成29年度から5年間の第3期プログラムの策定を行なうために、宗像市附属機関設置条例に基づき設置している宗像市幼児教育審議会に諮問するものでございます。

【薄社会教育主事】 全5回の審議会を通して第3期のプログラムを策定していただこうと思っております。宗像市では平成27年度から第2次宗像市総合計画が始まっており、様々な施策が実施されておりますので、総合計画と刷り合わせを行いながら、平成29年度からの5年間における幼児教育推進に関するプログラムを作成するためにご意見頂こうと思っております。

【中岡委員】 審議会に諮問した後に作成した第3期のプログラムについて、再度、教育委員会で報告はありますか。

【薄社会教育主事】 今回の振興プログラムにつきましては、12月にパブリックコメントを実施す

る予定になっていますので、その前の11月の教育委員会で報告ができると思います。また、パブリックコメントを受けた後、最後の5回目の審議会を通して策定になりますので、その都度報告させていただきます。

【石丸委員】宗像市幼児教育振興プログラムとあり、括弧して宗像市幼児教育指針と書いてありますが、これは同義とみなしてよろしいのでしょうか。

【子ども育成課長】その通りです。

【白石委員】第3期の方向性について4項目ありますが、第2期のプログラムにもこの内容は記載されていますか。

【薄社会教育主事】記載されております。第3期の重点課題として事務局案で4項目をあげており、これを審議会の委員の皆様にご検討していただいて、これに付け加えるところや別の方向性等について考えていければと思っております。

【遠矢教育長】第2期の内容を見直し、第3期はさらに内容を深めるということですか。

【薄社会教育主事】第1期の成果としまして、様々な審議会や連絡会を設置するなど組織や仕組みづくりができたことが大きな成果ではないかと考えています。また、第2期で保幼小の接続連携を中心に取り組んできました。平成30年度に学習指導要領が変わりますが、大きな課題となっている家庭教育支援が今後の目玉になるのではないかと考えています。

【遠矢教育長】そのような内容を審議会で議論してもらいたいということですね。

【薄社会教育主事】その通りです。

【遠矢教育長】その他、何か質問等ございますか。

【各委員】特にありません。

【遠矢教育長】議案第19号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】はい。(挙手)

【遠矢教育長】全員賛成で議案第19号議案は承認されました。

② 議案第20号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(案)の制定について(資料3) 《承認》

③ 議案第21号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(案)の制定について(資料4) 《承認》

【教育政策課長】議案第20号及び議案第21号は関連がありますので一括して説明します。学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されたことに伴いまして、市長部局及び教育委員会の関係例規改正を9月議会にお諮りする予定です。お諮りする例規は議案第20号の条例関係が一つで宗像市若年者専修学校等技能習得資金貸付条例、2つ目が宗像市体育施設条例です。それから、議案第21号の規則関係が宗像市就学援助規則の3つの例規です。法改正の趣旨に関して、小中一貫教育を行なう新たな学校の種類の制度化が根源になります。学校教育法等の一部を改正する法律では学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するために、現行の小中学校に加えまして、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を新たな学校の種類として規定をしたところです。それから、今回の例規の改正にあたりましては、次の2つのケースを想定して改正をする予定としています。1点目は市内に住民票がある児童生徒が義務教育学校等に通学している場合を想定しました。2点目は義務教育学校等の児童生徒が社会科見学等で宗像市の施設を利用する場合の2点を想定し、例規での文言整理を今回行うこととしています。今回の改正は2つのケースを想定してい

ますが、現実的には該当することは少ないと考えています。

【宮 司 委 員】 義務教育学校は今時点で福岡県内のどこかにあります。

【阿部主幹指導主事】 来年度に八女市の一部の小中学校が義務教育学校になるのではないかと思います。全国では20数校が設置されています。今後は、小中一貫教育を推進している市町村を中心に義務教育学校の設置が進んでいくのではないかと思います。

【遠 矢 教 育 長】 将来、義務教育学校を卒業する児童生徒や義務教育学校に通学する児童生徒が出てくる場合を想定しているということですか。今回、改正される例規以外は宗像市が義務教育学校等を設置するときに改めて改正するという事によろしいでしょうか。

【教育政策課長】 今回は、あくまで市外の義務教育学校等に通学する人が市の公的支援及び市内公共施設等を使用する場合の料金で不利益を被らないように改正するものです。現行では、小学生中学生の区分しかありませんので、義務教育学校の区分を新たに設けるため、例規の整理をさせていただいたところです。今後、宗像市立の義務教育学校を設立した場合には、多岐にわたる条例の改正が必要になってまいります。今回は考えられる想定の中で改正が最低限必要なものについて議案としてお諮りしているということです。

【遠 矢 教 育 長】 その他、何か質問等ございますか。

【各 委 員】 特にありません。

【遠 矢 教 育 長】 議案第20号、議案第21号について一括して承認いただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】 はい。(挙手)

【遠 矢 教 育 長】 全員賛成で議案第20号、議案第21号議案は承認されました。

7 報告事項

<文化スポーツ課>

- 1 福岡県タレント発掘事業について (資料5)

<子ども育成課>

- 1 世界一行きたい科学広場 in 宗像2016について (別添チラシ)
- 2 夏の課外授業 in むなかたについて (別添パンフレット)
- 3 少年少女海外派遣研修使節団団結式他日程について (資料6)

<図書課>

- 1 平成27年度図書館要覧について (別添資料)

<教育政策課>

- 1 宗像市教育評価委員会について (資料7)
- 2 全体研修会・教育講演会について (資料8)
- 3 学校改善訪問について (資料9)
- 4 体育祭等における事故防止について (資料10)
- 5 7月学校の日について (資料11)
- 6 行政報告 (資料12)
- 7 後援報告 (資料13)

8 イベント周知

- 1 えほんのへや 夏休みおはなし会
- 2 夜の図書館で読もう!
- 3 むなかたの漂着物展

【遠矢 教育長】 次回開催予定日は平成28年8月23日火曜日の午前10時00分から301会議室にて開催します。

平成28年 8月23日

遠矢 修

中国政調